

地場産品販売促進事業（ふるさと雇用再生特別基金事業） 業務  
公募型プロポーザル

## 実施要項

### 1 目的

市内及び首都圏に佐渡産品の販売所を設置し、佐渡においては地元農家の朝取り生鮮野菜などの農林水産物や加工品を消費者及び観光客に直売することにより地産地消を推進する。

また、首都圏においては、佐渡産品の知名度アップと消費拡大を目指し新たな販路を獲得することを目的に、佐渡の農林水産物や果物、佐渡産米、工芸品の販売を行い、佐渡の農林水産業・商工業・佐渡観光の情報発信基地としての役割を担う。

ついでには、出品者の募集から販売までの業務を委託することを予定しています。このため、委託業者の選定にあたり、販売実績並びに販売計画に望む実施体制等の要件を提案していただき、一定の基準で評価する「公募型プロポーザル」を実施します。

### 2 概要（詳細は仕様書参照）

#### (1) 名称

地場産品販売促進事業（ふるさと雇用再生特別基金事業） 公募型プロポーザル

#### (2) 事業主体

新潟県佐渡市

#### (3) 選定方式

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

#### (4) 履行期間

契約日から平成23年3月31日

#### (5) 委託費

23,267,000円（消費税込み）以内

#### (6) 事務局

佐渡市役所産業観光部商工課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

TEL 0259-63-3791 FAX 0259-63-5126

佐渡市ホームページ <http://www.city.sado.niigata.jp/>

（4月1日より担当課は、観光商工課・電話番号は0259-63-5116になりますのでご注意ください。）

### 3 参加申込者の資格要件等

本プロポーザルに参加を申し込む者は、参加申込日において次の各号すべてに該当すること。

(1) 佐渡市の入札参加資格者名簿に登録された者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 佐渡市の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 4 プロポーザル参加表明

本プロポーザルの参加表明は「参加意向申出書」(様式1)により行うこと。

- (1) 受付期間 平成22年3月24日(水)～平成22年3月31日(水)
- (2) 提出方法 事務局あてに、持参または郵送  
(郵送の場合は期限までに到着するように発送してください。)
- (3) 確認 事務局で参加資格を確認後、その結果を参加資格確認通知書(様式2)により通知します。

※事務局の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

なお、必要書類を提出したにもかかわらず、4月2日(金)までに参加資格確認通知書(様式2)が届かない場合は、4月5日(月)までに、事務局までご連絡下さい。

#### 5 質疑等

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により「質問書」(様式3)の提出をお願いします。

なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 受付期間 平成22年3月24日(水)～平成22年3月31日(水)
- (2) 提出方法 事務局あてに、FAXまたはE-mail
- (3) 回答日 平成22年4月1日(木)
- (4) 回答方法 全質問に対する回答を一括して、FAXまたはE-mailで通知します。
- (5) その他 質疑事項の内容により回答できない場合があります。

#### 6 提出書類

- (1) 企画提案書(様式4) 1部
- (2) 企画提案者に関する調書(様式5) 6部
- (3) 業務実施体制調書(様式6) 6部
- (4) 企画提案書類(任意様式) 6部
- (5) 見積書(任意様式) 1部

#### 7 提案書の提出

- (1) 受付期間 平成22年4月5日(月)～平成22年4月9日(金)
- (2) 提出方法 事務局あてに、持参または郵送  
(郵送の場合は期限までに到着するように発送してください。)

#### 8 審査

- (1) 日時・会場 企画提案者に別途通知します。
- (2) 出席者 企画提案書の責任者を含む2名以下とします。

#### 9 選定基準

選定委員会において、参加者からの企画提案内容等を審査し、委託事業者を選定します。

#### (1) 選定方法

- ①企画提案書を提出した事業者は、提案内容についてプレゼンテーションを実施してください。なお、パソコン・プロジェクター等の機材は使用できません。
- ②事業者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行います。
- ③提出された企画提案書及びヒアリング内容を、(2)で示す審査基準により審査し、本業務に最も適していると認められる企画提案者を選定します。

#### (2) 審査基準

- ①実施体制
  - ・業務の実施体制
  - ・類似業務の実績
- ②企画提案書の内容
  - ・企画提案書の表現力
  - ・販売計画及び実現性
- ③ヒアリング
  - ・プレゼンテーション能力
  - ・コミュニケーション能力
  - ・業務への意欲・熱意
- ④その他
  - ・見積金額

### 10 特定・非特定の通知

提出した企画提案書の特定及び非特定の結果については、企画提案者全員に審査結果通知書（様式7または様式8）により通知します。

### 11 契約

選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要項および特定されたプロポーザル等に基づき、業務委託契約を締結します。

### 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがあります。
- (3) 提出されたプロポーザルについては、企画提案者選定後、今後の業務の参考に資するためプロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。
- (4) 提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

- (5) プロポーザルの提出後、佐渡市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (6) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、指名を見合わせる必要があります。
- (7) 提出された書類は返却しません。

### 1.3 経費の負担

企画提案書の作成および提出等に係る経費は、参加申込者の負担とします。

### 1.4 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 企画提案書の受付期間、提出方法に適合しないもの
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

### 1.5 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2) プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (3) プロポーザルは最適な企画提案者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (5) 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選出されている場合は次順位の者と手続を行います。